文京区補助金等チェックシート

所属

区民部区民課

7	補助	力金	のそ	4杯等	•										2	26年度調査
補	助	金	の	名	称	文京区町会・自治会会館建設補助金										
根	拠	į	規	定	等	文京区町会・自治会会館建設補助金交付要綱										
創	į	設	4	ŧ	月	平成	8	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	18年	. 終 -	了予定年	 月	
直	近 σ.)見	直	し年	月			年		月	経過年数 〔自動計算〕					
見	直	l	の	内	容				<u> </u>	-						
						款		Į	頁		目	大哥	丰業	ı	中事業	実施計画事業番号
予	;	算	1	枓	目	3 区民費		1 区民行		1 区 費	区民行政総務 1	0 町会会館 力成	自建設費等	1 町会会成	館建設費等助	133
補	助	金	Ø	種	別	□ 奨励	的補助] [施設運営	営補	助 □ 扶助	力的補助	☑ 投	資的補助	□ 利子補	給
2	補助	加金	の根	要												
補	J	助	I	 ■	的	地域コミニ	ュニティ	の核とプ	なる町会	• 自	治会の活動を	支援する	0			
補	助事	業	等	の内	容						じて地域コミュ う。)の整備に					る町会会館
補	助対	象	経 費	の内	容	会館の新	「築、増	築、改領	築、修繕	若し	くは模様替え	-又は購入	に要する	経費		
		事				□ 区民 ☑ 地域活動団体 □ NPO(特定非営利活動団体) □ 事業者 □ その他										
補	助		業	者	等		:団法人				は具体的に記 を有する町会		又は地縁	による団体	の認可を受け	けている町
						✓ 定率	[補	助率		1/	·2)	□ 定額	頃 〔補月	助額)
	助	金				□ 補助	単価	(補助	単価			単位)	□ 規定なし	✓ その他
補			Ø	算	出	〔その他の 補助率は 500万円)	t1/2で	あるが、	限度額(築•改築•購入	の場合は	1,000万	円、増築•イ	多繕・模様替 ^え	えの場合は
						〔定額又	は補助.	単価の	場合は金	含額	設定の考えた	を具体的	に記入〕			
公	募	(の	状	況	補助事業	美者の要	呼件が限	限定されて	こしい	るため、申請し	に当たって	ての公募に	は行ってい	ない。	
実使	績 報 途		; 時 確 言	におけ 認 方	りる 法	☑ 領収	建(写	し) [✓	契約書		√ 決算書		果物	その他	【不動産権利	証(写し)
						☑ 区単	独		負担割	合	区	国		都	補助対象	沒者
補	助・	単	独	の状	況		(区上事	乗せ無し 乗せ有り	上乗せ							

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内容	判定	判定の理由
	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	А	地域コミュニティのさらなる活性化を図るため、必要な補助事業である。
必要性	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	А	「町会・自治会活動の支援強化」が基本構想実施計画事業として位置付けられている。
(公益性)	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	А	地域活動の展開に向けた支援を区が行うという趣旨から、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	町会・自治会の財政規模によっては、会館の新築等が実施できなくなる可能性がある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	Α	補助要件に該当する団体から団体所有の会館の改築・修繕等について相談があった場合、補助制度について当該団体に説明している。
五十任	交付先は適正な手続きによって決定されているか	Α	補助金の交付申請、決定、額の確定等の手続について、 要綱の規定に則り運用している。
	補助金の交付以外の代替策はないか	А	会館建設補助という事業の性質を考えた場合、現物補助 等による代替策が困難なため、補助金交付が効率的であ る。
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	Α	町会・自治会の活動拠点となる施設の整備に関する補助 は、当該地域の活動の活性化に一定の効果があると認 められる。
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	Α	町会・自治会の活動拠点を整備することで、各種事業実施に関する会議、会員相互の親睦を深める行事等に活用され、地域コミュニティの活性化に資すると考えられる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	Α	補助事業は、当該地域住民が利用できるコミュニティ施設として整備・還元される。
適正性 (適格性)	法令等に抵触していないか	Α	地方自治法、文京区補助金等交付規則等に則った補助 制度としている。
(妥当性) ※個人等 の補助金	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	Α	町会・自治会は、地域コミュニティ活性化を図るため、補助金を活用し、様々な地域活動を展開している。
については 不要	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	Α	町会・自治会の総会における会計監査・報告及び区への 実績報告書提出によるチェックを行っている。

(件、千円) 4 交付実績

4 文门大惊 11:									
	項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)				
交付(見込み)件数		0	0	0	1				
	決算(予算)額	0	0	0	10,000				
	国庫支出金	0	0	0	0				
	都支出金	0	0	0	0				
	その他	0	0	0	0				
	一般財源	0	0	0	10,000				
	-	【交付団体数】なし							

父付団体致」なし

26年度補助事業等の状況 【内容等】 (交付団体名、成果等)

年度当初は、会館改築に向け申請を検討している団体があったが、事情の変化により年度内に事業が終 了しないことが判明したため、予算を執行しなかった(補助金を支出しなかった)。

5 課題及び今後の方向性

急速な少子高齢化や核家族化の進展に伴う地域コミュニティの希薄化が従前から課題とされているが、より一 層、地域コミュニティの活性化を推進するため、今後も本補助制度を活用しながら、地域コミュニティの核となる町 会・自治会への加入促進及び魅力ある地域活動の展開に向けた支援を行っていく。